

学校いじめの防止基本方策（概要版）

『いじめ防止対策推進法』（平成25年 法律 第71号）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第1 いじめの防止等のための対策の「基本的な方向」に関する事項

1 いじめ防止対策推進法制定の意義、基本理念、組織的対策

- いじめ問題への対応は学校に於ける最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 子どもを取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な」「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得る」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚する。
- 学校に於けるいじめの防止等に関する措置を実行的に行う為、複数の教職員・心理や福祉等の専門知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ防止対策委員会」（運営委員会で兼任する）を設置する。
- 「国のいじめ防止基本方針」は、「策定の義務」、→ 地方公共団体は、「努力義務」。
- 「学校のいじめ防止基本対策」は、「策定の義務」を有する。

2 いじめの定義、いじめの理解

- この法律に於いて「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う「心理的・物理的な影響を与える行為（インターネット等も含む）」であり、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、常設組織「学校に於けるいじめの防止対策組織」（運営委員会）を活用して行う。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- 「いじめの防止」 → いじめを生まない土壌づくりに務める。「学級の間人間関係構築」
- 「いじめの早期発見」 → 定期的なアンケート調査、教育相談の実施、相談窓口の周知。
- 「いじめへの対処」 → 常設組織「いじめ防止対策委員会」を中心に、組織的な対応を。
- 「地域・家庭との連携」 → より多くの大人が、組織的に共有・連携・協働する体制を。
- 「関係機関との連携」 → 警察・児童相談所・医療関係・法務局・村教委等との連携を。

第2 いじめの防止等のための対策の「内容」に関する事項

1 いじめの防止等のために「学校が実施すべき施策」とは

- 「学校いじめ防止基本対策の策定」 → 学校の実情に応じ策定し、公表の義務がある。

- 学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多用な取組が体系的・計画的におこなわれるよう、包括的な取組の方針を定めたり、具体的なプログラム化を図ったりする。
- 校内研修等で、いじめの早期発見・対処等に関する取組方法等をあらかじめ具体的に研修。
- これらを徹底する為「チェックリスト等を作成・共有し全職員で実施する」を年間計画に位置づけ、教育相談等に生かしていく。
- より実効性の高い取組を実施する為、第22条の組織「いじめ防止対策委員会」を中心に点検、必要におうじて見直す、PDCAを盛り込んでいく。
- 策定した「学校基本方針」については、学校のホームページなどで公開する。

2 学校に於けるいじめの防止等の対応のための組織

- いじめ問題等の「事前防止」「早期発見」「対処」の中核となる「組織」を常設する。場合によっては、外部専門家も活用する。（常設組織：運営委員会で兼ねる）

3 学校に於けるいじめの防止等に関する措置

- いじめ等の未然防止 → 心の通じ合うコミュニケーション能力、規律正しい授業態度等
- いじめ等の早期発見 → 日頃からの見守り、信頼関係、アンテナを高く、アンケート等
- いじめに対する措置 → 組織的に即対応、被害生徒を守る、加害生徒への教育的対応等

4 重大事態への対処 → 「重大事態」＝「生命、心身又は財産に重大な被害」

- 学校の設置者（教育委員会）又は学校による調査
 - i) 重大事態の発見と調査
 - ① 調査主体
 - ② 調査を行うための組織
 - ③ 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ア) いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合
 - イ) いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合
 - ii) 調査結果の提供及び報告
 - ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - ② 調査結果の報告

「いじめ防止対策推進法 第28条」関係